^{令和六年三月} 定例島根県議会議案(条例

目 次

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理	
に関する条例	1
行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例	1
島根県職員定数条例の一部を改正する条例	2
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	2
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	4
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条 例	4
例	4
島根県手数料条例の一部を改正する条例	5
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に	
関する条例の一部を改正する条例	6
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一	
部を改正する条例	6
島根県公立学校情報機器整備事業基金条例	7
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	8
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	9
島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例	9

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する	
条例	12
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例	13
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	13
島根県港湾施設条例の一部を改正する条例	15
島根県立都市公園条例の一部を改正する条例	15
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	16
島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例	17
島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	17
島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	18
島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例	18
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	19
島根県女性相談センター条例の一部を改正する条例	19
島根県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	20
·· •	_

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規	
定に基づく報告に関する条例の一部を改正する条例	21
島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例	21
県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	22
島根県漁港管理条例及び漁港管理会設置条例の一部を改正する条	
例	22

令和6年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第24号議案

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の引用する条項の整理

- (1) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- (2) 島根県流域下水道事業の設置等に関する条例
- (3) 島根県公営企業の設置等に関する条例
- (4) 島根県病院事業の設置等に関する条例
- 3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第25号議案

行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

消費税法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の引用する条項の整理

- (1) 行政財産の使用料に関する条例
- (2) 島根県道路占用料徴収条例
- (3) 島根県海岸占用料等徴収条例
- (4) 島根県流水占用料等徴収条例
- (5) 島根県港湾施設条例
- (6) 島根県空港条例
- (7) 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例
- (8) 島根県立都市公園条例
- (9) 島根県漁港管理条例
- 3 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

第26号議案

島根県職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催並びに教員不足に対応する教育委員会の事務部局の体制の充実を図るため、職員の定数について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

知事の事務部局の職員等の定数の改正

	区分	改正前	改正後	増 減
知事の事務	一般会計に属する職員	3,652人	3,602人	50人
部局の職員				
教育委員会(D事務部局の職員	302人	352人	50人

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第27号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 引用する条項の整理
 - (2) その他規定の整理
- 3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、公布の日から施行する。

第28号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

原子力災害に対処するため、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 原子力災害応急作業従事手当の新設
 - ア 職員が原子力緊急事態宣言があった場合において次に掲げる作業に 従事したときに支給すること。
 - ⑦ 緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの(以下「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業
 - (イ) 特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業(アの作業を除く。)
 - イ 手当の額は、1日につき、次に掲げる作業の区分に応じて次に定める額とすること。
 - ⑦ アの⑦の作業のうち原子炉建屋(人事委員会規則で定めるものに限る。)内において行うもの 40,000円を超えない範囲内において 人事委員会規則で定める額
 - イ) アの⑦の作業のうち⑦に掲げるもの以外のもの 20,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
 - (ウ) アの(イ)の作業 10,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額)
 - ウ 職員が同一日において、イの⑦から炒までの作業のうちの2以上の作業に従事した場合における当該2以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めること。
 - エ その他規定の整備

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う規定の整理
- 3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2 の(2)については、令和6 年4 月1 日から施行する。

第29号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、会計年度任用職員の 勤勉手当等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を 提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給に係る規定の 整理
 - (2) その他規定の整理
- 3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第30号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県における地方税に関する事務の合理化等を図るため、地方税共同機構に対して職員を派遣することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に地方税共同機構を追加する こと。

3 施行期日

第31号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 消防法関係手数料

ア 危険物取扱者試験に係る手数料の額の改定

区分	改正前	改正後
甲種危険物取扱者試験	6,600円	7,200円
乙種危険物取扱者試験	4,600円	5,300円
丙種危険物取扱者試験	3,700円	4,200円

イ 危険物の取扱作業の保安に関する講習に係る手数料の額の改定

改	正	前		改	正	後	
			4,700円				5,300円

ウ 消防設備士試験に係る手数料の額の改定

区分	改正前	改正後
甲種消防設備士試験	5,700円	6,600円
乙種消防設備士試験	3,800円	4,400円

- (2) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う規定の整理
- 3 施行期日

令和6年5月1日から施行する。ただし、2の(2)については、令和6年4月1日から施行する。

第32号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正する条例

1 提案理由

原子力災害に対処するため、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 原子力災害応急作業従事手当は、県立学校の教育職員又は市町村立学校の教職員が原子力緊急事態宣言があった場合において、緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち教育委員会規則で定めるものに係る原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等を考慮して教育委員会規則で定める区域において行う作業に従事したときに支給すること。
- (2) (1)の手当の額は、1日につき、10,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額(心身に著しい負担を与えると教育委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額を加算した額)とすること。
- 3 施行期日 公布の日から施行する。

第33号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する 条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。 これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

高等学校	教育職員	1,595人	1,607人	12人
	事務職員及び技術職員	185人	185人	-
特別支援学	教育職員	962人	1,000人	38人
校	事務職員及び技術職員	80人	80人	-
小学校、中	教育職員	5,065人	5,038人	27人
学校及び義	事務職員及び技術職員	355人	351人	4 人
務教育学校				

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第34号議案

島根県公立学校情報機器整備事業基金条例

1 提案理由

県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に要する経費に充てるため、島根県公立学校情報機器整備事業基金 (以下「基金」という。)を設置すること。

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計 現金に繰り替えて運用することができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第35号議案

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会情勢の変動等に伴い、地方警察職員の特殊勤務手当について所要の 改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 犯罪鑑識手当の支給要件からステレオカメラ図化作業を削除すること。

(2) 死体取扱手当の額の改正

区分	改正前	改	正後
解剖の補助作業又は立会いの作	1 体 2,500円	1 体	3,200円
業に従事したとき。	(人事委員会規		
	則で定める死体		
	の取扱作業に		
	あっては、		
	3,200円)		
人事委員会規則で定める職員が	1体 2,500円	1体	3,200円
検視、検証又は実況見分のため	(人事委員会規		
の死体取扱作業に従事したと	則で定める死体		
き。	の取扱作業に		
	あっては、		
	3,200円)		

(3) 手当額の特例の改正

死体取扱手当の支給される作業で正規の勤務時間以外の時間において 特別の事情の下で行われるものに従事した場合における当該手当の額に ついては、勤務1回につき1,240円を加算した額とすること。

3 施行期日

第36号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額の改定

改	正	前		改	正	後	
1 講習につき			12,700円	1 講習につき			14,000円

(2) 警備業法関係手数料

ア 警備業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料の廃止

- イ その他規定の整理
- (3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料 自動車運転代行業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料の廃止
- (4) 探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料 探偵業届出証明書の交付及び再交付に係る手数料の廃止
- 3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第37号議案

島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例

1 提案理由

暴力団が社会情勢に応じて犯罪や資金獲得活動を変化させている現状に 鑑み、暴力団排除の取組を強化するため、所要の改正を行う必要がある。 これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 青少年の健全な育成を図るための措置として、新たに次に掲げる措置を講ずること。

- ア 暴力団員が暴力団事務所に青少年を立ち入らせることを禁止すること。
- イ 都市公園の周囲200メートルの区域内において、暴力団事務所の開 設及び運営を禁止すること。
- ウ 都市計画法に規定する用途地域(工業専用地域を除く。)において、暴力団事務所の開設及び運営を禁止すること。
- (2) 暴力団の排除を特に推進する地域を暴力団排除特別強化地域(以下「特別強化地域」という。)とし、その区域、特別強化地域における禁止行為等について次のとおり定めること。
 - ア 特別強化地域は、次に掲げる区域とすること。
 - (ア) 松江市和多見町、寺町、伊勢宮町及び朝日町の区域
 - (イ) 松江市末次本町、東本町一丁目、東本町二丁目及び東本町三丁目 の区域
 - ウ 松江市玉湯町玉造323番地先勾玉橋右岸側の下流端を中心として 半径30メートル以内の区域
 - 田 出雲市今市町の区域のうち、市道高瀬川右岸線、市道若葉町元町線、市道上町扇町線及び市道今市21号線で囲まれた区域並びに市道上町扇町線、市道若葉町元町線、市道有原東町線及び市道四絡222号線で囲まれた区域
 - イ 特定営業者とは、次に掲げる営業を営む者をいうこと。
 - ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業及び飲食店営業
 - (イ) 風俗案内所を設け、当該風俗案内所において有償又は無償で風俗 案内を行う営業
 - (ウ) 風俗情報を掲載した刊行物を発行し、又はインターネットを利用 して公衆の閲覧に供する営業
 - 道路その他公共の場所において、不特定の者に対し次に掲げる行為のいずれかを行う営業
 - a アスはイの営業に関し、客引き等をすること。
 - b の又は何の営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。
 - c 写真又は映像の被写体となる役務であって対価を伴うものに従 事するよう勧誘すること。
 - ウ 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力

団員又は暴力団員が指定した者(以下「暴力団員等」という。)から 用心棒の役務の提供を受けてはならないこと。

- エ 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力 団員等に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又は その営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益を供 与してはならないこと。
- オ 暴力団員は、特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務を提供し、又は自ら指定する者に用心棒の役務の提供をさせてはならないこと。
- カ 暴力団員は、特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者から用心棒の役務を提供する対償として、又はその営業を営むことを容認する対償として利益の供与を受け、又は自らが指定した者に利益の供与を受けさせてはならないこと。
- (3) 公安委員会は、(1)のア又はウに違反する行為をした疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該違反に係る建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができること。
- (4) 公安委員会は、暴力団員が(1)のアに違反する行為をしたときは、当該暴力団員に対し、当該行為を中止すること等を命ずることができること。
- (5) 公安委員会は、暴力団員が(1)のウに違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができること。
- (6) 罰則
 - ア 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。
 - (ア) 相手方が暴力団員等であることの情を知って(2)のウ又は工に違反した者
 - (イ) (2)のオ又はカに違反した者
 - (ウ) (5)**の**命令に違反した者
 - イ (4)の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に 処すること。

- ウ (3)に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処すること。
- (7) その他規定の整備
- 3 施行期日

令和6年7月1日から施行する。

第38号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

個人番号カードと健康保険証の一体化に対応し、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号の利用範囲について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次に掲げる県の執行機関が行う次に掲げる事務を個人番号を利用することができる事務に追加すること。

執行機関	事務
知事	B型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等の肝疾患
	の患者に対する医療費の助成に関する事務

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

3 施行期日

規則で定める日から施行する。ただし、2の(2)については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第39号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

関係法令の改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この 条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 建築基準法に基づく事務のうち、既存不適格建築物に対する制限の緩和に係る次の事務を浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町に権限移譲すること。
 - ア 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定に係る申請の受理
 - イ 建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定に係る申請の受理
 - ウ 移転に関する制限の適用除外に関する認定に係る申請の受理
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う建築副主事に係る規定の整備
- (3) 引用する法律の題名の改正

改 正 前	改 正 後
漁港漁場整備法	漁港及び漁場の整備等に関する
	法律

- (4) その他規定の整理
- 3 施行期日令和6年4月1日から施行する。

第40号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

住民サービスの向上及び行政運営の効率化を図るため、並びに情報通信 技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営 の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムを使用した都道府県知事保存本人確認情報等の提供及び利用に係る事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 都道府県知事保存本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)の 県内の市町村の執行機関への提供について次のとおり定めること。
 - ア 知事が本人確認情報を提供する県内の市町村の執行機関は、市町村 長とすること。
 - イ 知事が本人確認情報を提供する事務は、特定非営利活動促進法人の 設立の認証等に関する事務とすること。
 - ウ 知事が行う本人確認情報の提供は、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて県内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとすること。
 - エ 知事は、毎年、本人確認情報の提供の状況を公表するものとすること。
- (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報(以下「附票本人確認情報」という。)の利用について次のとおり定めること。
 - ア 次の事項は、本人確認情報に係るものと同じとすること。
 - ⑦ 知事が附票本人確認情報を利用することができる事務
 - (イ) 知事が附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供 に係る事務
 - り 知事が行う知事以外の執行機関への附票本人確認情報の提供方法 イ 知事は、毎年、附票本人確認情報の利用及び提供の状況を公表する ものとすること。
 - ウ 附票本人確認情報の保護に関する審議会は、島根県情報公開・個人 情報保護審査会とすること。
- (3) 知事が本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務にB型ウイルス性肝炎、C型ウイルス性肝炎等の肝疾患の患者に対する医療費の助成に関する事務を追加すること。
- (4) 島根県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正 (2)のウに伴う規定の整理
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、2の(2)及び(4)については情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、2の(3)については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から、2の(5)については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第41号議案

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

浜田港の移動式荷役機械を変更することに伴い、港湾施設の使用料の額について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

移動式荷役機械の使用料の新設

移動式荷役機械の種類	使用料の額	
リーチスタッカー	1時間につき	16,940円

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

第42号議案

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立都市公園の有料公園施設附属設備の改修に伴い、所要の改正を 行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

野球場の照明設備の利用料金に係る基準額を次のとおり改正すること。

X	分	単 位	基準額
職業野球団が利用する	照度1,500ルクス	30分につき	37,850円
場合	照度1,000ルクス	30分につき	28,600円
	照度750ルクス	30分につき	22,700円
	照度500ルクス	30分につき	18,300円
	照度300ルクス	30分につき	9,450円
職業野球団以外が利用	照度1,500ルクス	30分につき	7,570円
する場合	照度1,000ルクス	30分につき	5,720円
	照度750ルクス	30分につき	4,540円
	照度500ルクス	30分につき	3,660円
	照度300ルクス	30分につき	1,890円

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第43号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行に伴い、県が徴収する手数料等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 既存不適格建築物に関する制限の適用除外の認定に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適	申請1件につき
用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替	27,300円
の認定を受けようとする者	
建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大	申請1件につき
規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けよ	27.300円

うとする者

- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う建築副主事に係る規定の整備
- 3 施行期日令和6年4月1日から施行する。

第44号議案

島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

安来市切川地区工業用地の造成に向けた調査等を進めるため、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

企業局の職員の定数の改正

改正前	改正後	増 減
89人	96人	7人

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第45号議案

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

1 提案理由

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、病院の人員の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う規定の整理
- 3 施行期日

第46号議案

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金の額を算出するための割合を変更するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合 の改正

改 正 前	改 正 後
10万分の38	令

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第47号議案

島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

1 提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律に規定する経過措置期間の満了により介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 施行期日

第48号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 里親支援センターについて、次に掲げる基準を定めること。
 - ア 置かなければならない職員及びその資格
 - イ その他里親支援センターの設備及び運営に関する基準
- (2) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、自立支援計画の策定時において、入所者の意見聴取その他の措置をとることにより、入所者の意見又は意向を勘案しなければならないこと。
- (3) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、里親支援センターと密接に連携しなければならないこと。
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う規定の整理
- (5) その他規定の整理
- 3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第49号議案

島根県女性相談センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 島根県女性相談センターの設置目的を、緊急の保護又は自立のための

支援を必要とする女性に対し生活各般の相談及び援助を行い、又は当該女性を保護することに改めること。

- (2) 島根県女性相談センターを困難な問題を抱える女性への支援に関する 法律に基づく女性相談支援センターとすること。
- 3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第50号議案

島根県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、売春防止法に基づく婦人保護施設が困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性自立支援施設となることに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 条例の題名の改正

改 正 前	改 正 後
島根県婦人保護施設の設備及び	島根県女性自立支援施設の設備
運営に関する基準を定める条例	及び運営に関する基準を定める
	条例

- (2) 次に掲げる基準の改正
 - ア 配置する職員及びその員数
 - イ 居室の床面積
 - ウ 入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連 するもの
 - エ 居室の入所定員
 - オ その他設備及び運営に関する基準
- 3 施行期日

第51号議案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 条例の題名を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項の規定に基づく報告に関する条例に改めること。
 - (2) 引用する条項の整理
- 3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

第52号議案

島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

医療の質の向上及び医療従事者の安定的確保を図るため、職員の定数を 改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

病院局の職員の定数の改正

改正前	改正後	増 減
1,145人	1,248人	103人

3 施行期日

第53号議案

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

1 提案理由

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、特別徴収金の徴収について所要 の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 特別徴収金の徴収対象者に、農地中間管理機構関連事業に係る土地に ついて農地中間管理機構に農業の経営又は農作業の委託をした者であっ て、当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした者、当該 土地を自ら目的外用途に供した者及び当該委託の解除をした者を追加す ること。
- (2) (1)の委託を解除した者が、引き続き当該委託の解除に係る土地について農地中間管理権を設定した場合において、当該農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上であるときは、特別徴収金を徴収しないこと。
- (3) その他規定の整理
- 3 施行期日 公布の日から施行する。

第54号議案

島根県漁港管理条例及び漁港管理会設置条例の一部を改正する条例

1 提案理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県漁港管理条例の一部改正
 - ア 土砂採取料又は占用料の徴収対象者に、水面又は土地を占用する漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けた者を追加すること。
 - イ 甲種漁港施設における占用料の新設

	占用料の額		
占用の形態		消費税額を含	消費税額を含
		めた額	めない額
増殖及び養殖用	1 平方メート	308円	280円
施設、蓄養施設	ル1年につき		
又は直売所の設			
置			

ウ 漁港区域内の水域における占用料の新設

	占用料の額		
占用の形態		消費税額を含	消費税額を含
		めた額	めない額
蓄養施設の設置	10平方メート	14円30銭	13円
	ル1月につき		

- エ 知事は、船舟が漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようと するときは、規則で定めるところにより、入港届又は出港届を提出さ せることができること。
- オ エに伴う規定の整備
- カ 引用する法律の題名の改正

改 正 前	改正後
漁港漁場整備法	漁港及び漁場の整備等に関する
	法律

- キ その他規定の整理
- (2) 漁港管理会設置条例の一部改正 (1)のカに同じ。
- 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。